

令和5年度 三次市人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

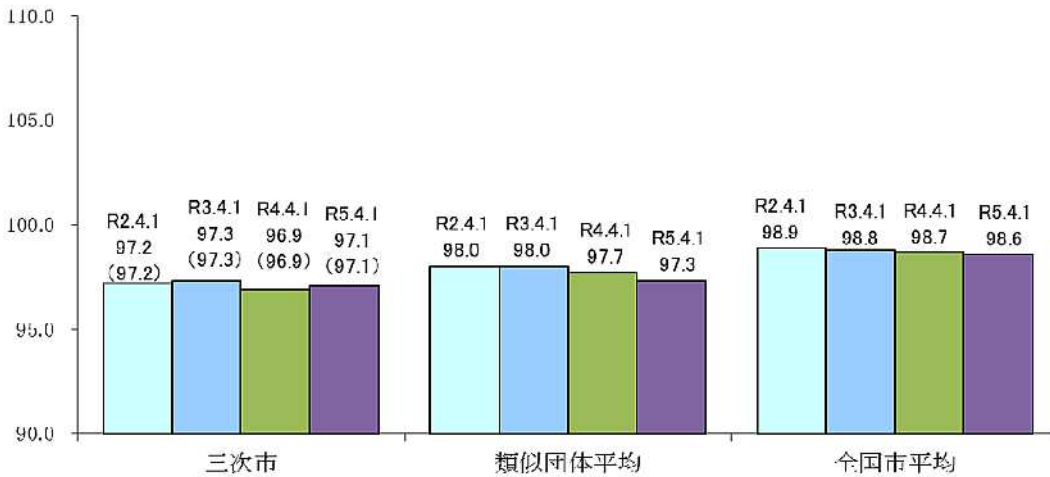
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 49,557	千円 39,400,236	千円 1,068,857	千円 5,392,509	% 13.7	% 13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和 4年度	人 473	千円 1,718,793	千円 305,226	千円 648,371	千円 2,675,390	千円 5,656	千円 5,801

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
 ※類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 ※ 令和5年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）

平成27年4月1日

（内容）

行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。他の給料表（医療職（一）給料表を除く）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	45.3 歳	327,423 円	384,561 円	349,817 円
広島県	43.3 歳	327,322 円	406,844 円	365,471 円
国	42.4 歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	42.5 歳	315,462 円	375,268 円	341,024 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
三次市	55.7 歳	12 人	347,200 円	370,736 円	358,575 円	—	—	—	—	
うち清掃職員	60.0 歳	2 人	316,250 円	345,135 円	320,800 円	廃棄物処理業 従業員	47.3 歳	310,800 円	1.11	
うち学校給食員	53.5 歳	4 人	342,600 円	352,132 円	349,875 円	調理士	45.8 歳	241,400 円	1.46	
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—	
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	- 円	329,178 円	—	—	—	—	
類似団体	52.2 歳	11 人	308,041 円	334,099 円	319,891 円	—	—	—	—	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三次市	- 円	- 円	-
うち清掃職員	5,317,893 円	4,321,100 円	1.23
うち学校給食員	5,666,013 円	3,351,700 円	1.69

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヵ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、職務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		三次市	広島県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	194,293 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	161,168 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	158,900 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	268,816 円	295,428 円	363,059 円
	高校卒	219,200 円	302,400 円	311,100 円
区 分		経験年数25年以上30年未満		
一般行政職	大学卒	382,558 円		
	高校卒	368,850 円		

3 等級ごとの職員数等

(1) 等級ごとの職員数の公表（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事, 技師, 保育士, 保健師の職務	48	9.0%	主事	30	234	44.1%	係員級	
				保育士	16				
				保健師	2				
				計	48				
2級	主任主事, 主任技師, 主任保育士, 主任保健師の職務	52	9.8%	主任主事	35	234	44.1%	係員級	
				主任保育士	15				
				主任保健師	2				
				計	52				
3級	主任の職務	134	25.2%	主任	105	234	44.1%	係員級	
				専門員(再任用)	29				
				計	134				
4級	主査の職務	141	26.6%	主査	141	141	26.6%	主査級	
5級	係長, 保育所長の職務	90	16.9%	係長	75	90	16.9%	係長級	
				保育所長	15				
				計	90				
6級	課長, 支所次長, 会計管理者の職務	45	8.5%	課長	36	45	8.5%	課長級	
				支所次長	7				
				会計管理者	1				
				事務局次長(議会事務局)	1				
				計	45				
7級	部長, 事務部長, 局長, 支所長の職務	21	4.0%	部長	8	21	4.0%	部長級	
				事務部長(病院)	1				
				局長	0				
				監	1				
				支所長	7				
				教育次長	1				
				次長(地域包括支援センター)	1				
				議会事務局長	1				
				事務局長(監査事務局)	1				
				計	21				
合計		531	100.0%						

医療職給料表(一)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	医員の職務	44	49.4%	医員	44	86	96.6%	係員級	
2級	部長, 医長, 副医長の職務	42	47.2%	医長	35				
				副医長	5				
				診療部長	1				
				診療技術部長	1				
				計	42			課長及び係長級	
3級	病院長, 副院長の職務	3	3.4%	病院長	1	3	3.4%	部長級	
				副院長	2				
				計	3				
合計		89	100.0%						

医療職職給料表(二)

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	7	10.0%	技師	7	44	62.9%	係員級
				計	7			
2級	主任技師の職務	4	5.7%	主任技師	4			
				計	4			
3級	主任の職務	33	47.1%	主任	33	18	25.7%	主査級
				計	33			
4級	主査の職務	18	25.7%	主査	18	7	10.0%	係長級
				計	18			
5級	係長の職務	7	10.0%	係長	7	1	1.4%	課長級
				計	7			
6級	科長の職務	1	1.4%	科長	1	0	0.0%	部長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0%	該当なし	0	0	0.0%	部長級
				計	0			
合計		70	100.0%					

医療職職給料表(三)

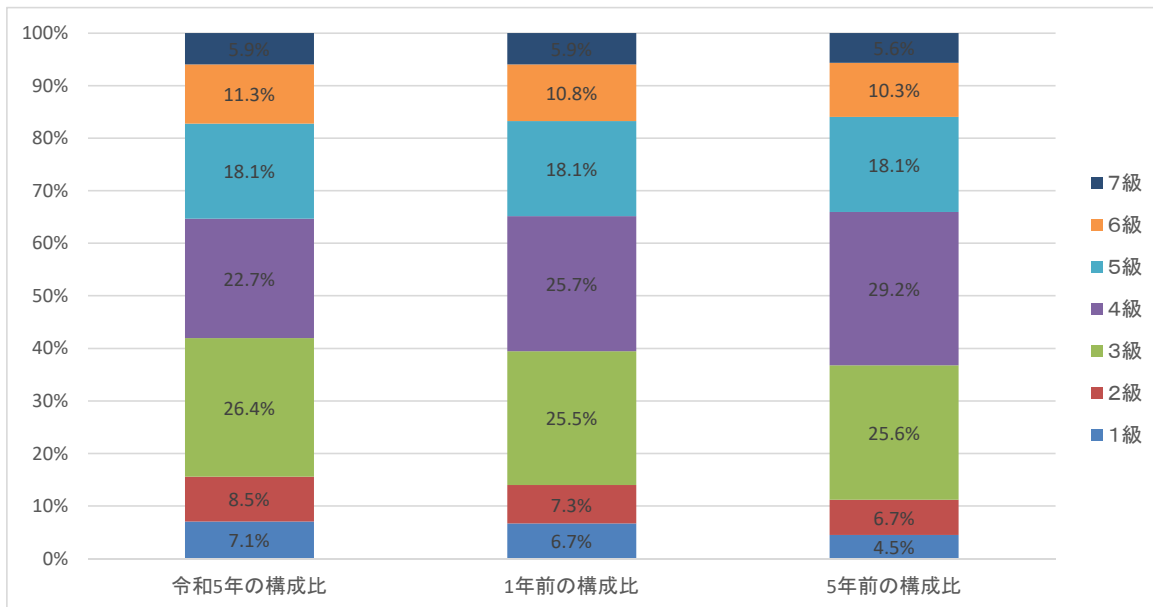
職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	50	19.2%	技師	50	182	70.0%	係員級
				計	50			
2級	主任技師の職務	33	12.7%	主任技師	33			
				計	33			
3級	主任の職務	99	38.1%	主任	94	43	16.5%	主査級
				計	99			
4級	主査の職務	43	16.5%	主査	43	32	12.3%	係長級
5級	看護師長, 副看護師長の職務	32	12.3%	看護師長	14			
				計	32			
6級	副部長の職務	2	0.8%	看護副部長	2	2	0.8%	課長級
				計	2			
7級	部長の職務	1	0.4%	看護部長	1	1	0.4%	部長級
				計	1			
合計		260	100.0%					

- (注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%に一致しない場合がある。

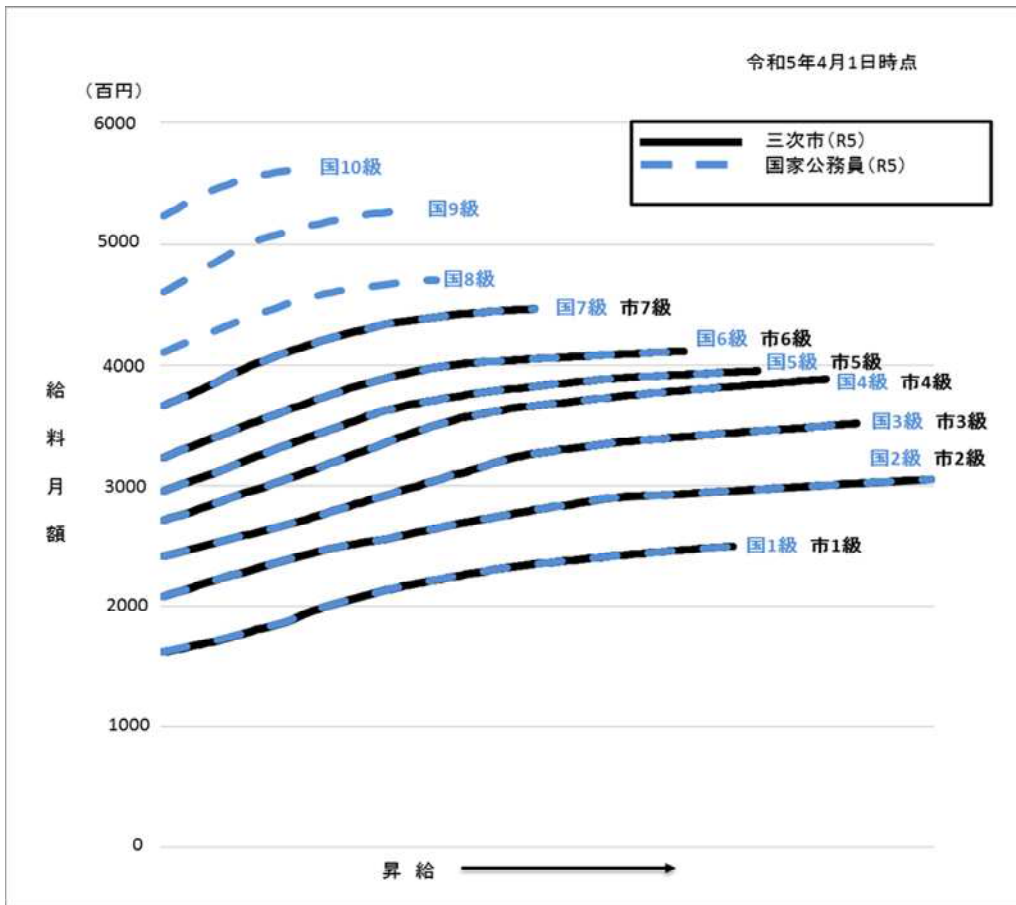
(2) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	25人	7.1%	150,100円	247,600円
2級	主任主事	30人	8.5%	198,500円	304,200円
3級	主任	93人	26.4%	234,400円	350,000円
4級	主査	80人	22.7%	266,000円	387,400円
5級	係長	64人	18.1%	290,700円	394,100円
6級	課長	40人	11.3%	319,200円	410,200円
7級	部長	21人	5.9%	362,900円	444,900円

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(4) 昇給への人事評価の活用状況（三次市）

令和5年度中における運用	三次市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や休職などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,608 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.4 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.0 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(三次市)

令和5年度中における運用	三次市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

三 次 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%~45%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置		
1人当たり平均支給額 2,196 千円 20,467 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1,545 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		309,064 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	20.0 %	0 人	20.0 %
広島市	10.0 %	5 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		189,668 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		386,289 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		43.6 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円 新型コロナウイルス感染症対応 日額3,000円または4,000円	
行路死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円	
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円	
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円	
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	深夜の時間帯において看護等の作業に従事したとき	2時間未満	2,150円
			2時間以上4時間未満	3,400円
			4時間以上	3,900円
			深夜全部	7,300円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	4時間以上	10,000円
			正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	511,132 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	604 千円
支給実績（令和4年度決算）	651,650 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	769 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和4年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円	同じ	-	98,952 千円	259,037 円
	子(0歳～15歳) 10,000 円				
	子(16歳～22歳) 15,000 円				
	父母等 6,500 円				
住居手当	借家（上限） 28,000 円	同じ	-	71,557 千円	269,010 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	65,160 千円	90,626 円
	交通機関（1ヶ月あたり支給限度額） 55,000 円				
	交通用具（1ヶ月あたり支給限度額） 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000円～100,000円（距離加算）	同じ	-	9,360 千円	322,795 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	41,568 千円	554,240 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円				
	（平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した）				
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和4年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ	-	26,310 千円	131,548 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 自宅待機 医師 10,000 円 医療技能職 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	58,503 千円	350,315 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同じ	-	3,613 千円	73,740 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師等確保のため 医師、歯科医師 (給料月額+扶養手当月額)×15% 薬剤師 (給料月額+扶養手当月額)×10%	準拠	地域によって支給の有無がある	70,996 千円	835,245 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		三次市	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	市 長	900,000 円	985,000 円 /	391,500 円
	副 市 長	730,000 円	790,000 円 /	420,000 円
報酬	議 長	454,000 円	545,000 円 /	230,000 円
	副 議 長	407,000 円	475,000 円 /	200,000 円
	議 員	371,000 円	442,000 円 /	180,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	4.50 月分		
退職手当	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	4.50 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	900,000円×支給率(5.0)×年数	18,000,000 円	退職時
		730,000円×支給率(3.0)×年数	8,760,000 円	退職時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

試験職種		令和4年度採用者数	令和3年度採用者数
市長事務部局等	事務職	14人	17人
	身体障害者対象事務職	1人	1人
	技師		1人
	保育士	4人	5人
	保健師		
	看護師(診療所)		1人
	教育委員会指導主事	4人	2人
小計		23人	27人
中央病院	医師	25人	28人
	医療技術職	2人	5人
	看護師・助産師	25人	17人
	小計	52人	50人
合計		75人	77人

○再任用

区分等		令和4年度人数
市長事務部局等	フルタイム勤務	23人
	短時間勤務	1人
中央病院(医療職)	フルタイム勤務	2人
	短時間勤務	0人

(2) 職員の退職の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院(医療職)	
	令和4年度退職者数	前年度退職者数	令和4年度退職者数	前年度退職者数
定年退職	19人	15人	6人	1人
普通退職	12人	22人	50人	43人
分限免職	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	-
失職	-	-	-	-
死亡退職	2人	1人	1人	-
合計	33人	38人	57人	44人

(注)1 定年退職: 地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職: 自己都合により退職すること。

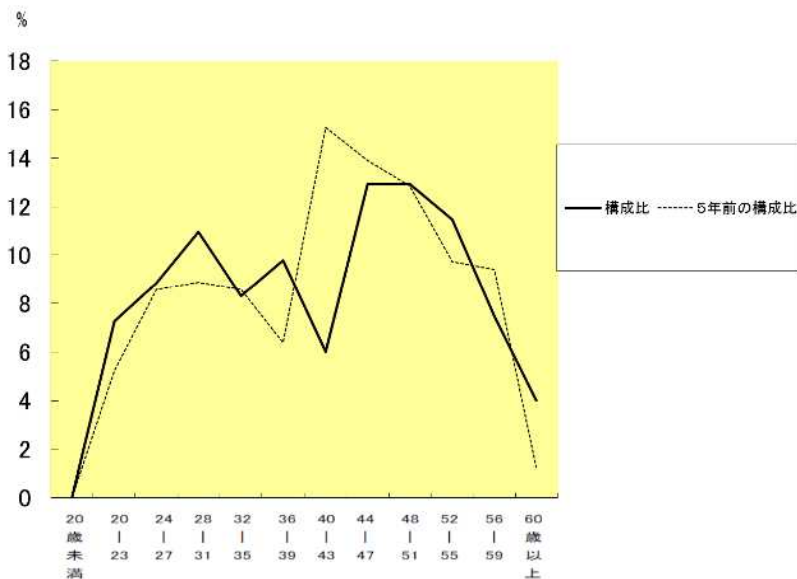
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普 通 会 政 計 部 門	議 会	6	6		
	一 般	128	136	8	・執行体制の見直し
	議 務	32	33	1	
	総 務	158	155	△ 3	・部門の調整
	民 生	21	20	△ 1	・部門の調整
	行 衛	1	1		
	政 働	32	31	△ 1	・部門の調整
	計 部	6	6		
	農 林 水 産	42	43	1	・部門の強化
	商 工 土 木	計	426	431	5
門	教育関係	39	42	3	・部門変更
	小 計	465	473	8	<参考> 人口1万当たり職員数 95.45 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数106.85人)
	公 営 企 業 等 会 計 部	444	436	△ 8	・執行体制の見直し
門	病 院	11	0	△ 11	・執行体制の見直し
	水 道	14	14		
	下 水 道	26	27	1	
	其 他	495	477	△ 18	
合 計	960	950	△ 10	<参考> 人口1万当たり職員数 191.70 人	
		[1,287]	[1,287]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	69人	84人	104人	79人	93人	57人	123人	123人	109人	71人	38人	950人

(5) 職員数の推移

区分 部門	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	437人	426人	428人	425人	426人	431人	▲6人 (▲1.4%)
教育	37人	42人	44人	39人	39人	42人	5人 (13.5%)
普通会計計	474人	468人	472人	464人	465人	473人	▲1人 (▲0.2%)
公営企業会計等	483人	484人	487人	483人	495人	477人	▲6人 (▲1.2%)
総合計	957人	952人	959人	947人	960人	950人	▲7人 (▲0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 1,733,859	千円 △ 20,987	千円 67,805	% 3.9	% 4.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
令和 4年度	人 11	千円 45,805	千円 8,767	千円 10,215	千円 64,787	千円 5,890	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市水道事業	— 歳	— 円	— 円
三次市（一般行政職）	44.8 歳	327,423 円	502,285 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,602 千円		1,547 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.4 月分	勤勉手当 2.0 月分	期末手当 2.4 月分	勤勉手当 2.0 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

三 次 市			三 次 市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 0 千円			1人当たり平均支給額 0 千円 18,397 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	6,084 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	553 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,879 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	431 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(令和4年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円	同じ	-	1,219 千円	203,083 円
	子(0歳～15歳) 10,000 円				
	子(16歳～22歳) 15,000 円				
	父母等 6,500 円				
住居手当	借家(上限) 28,000 円	同じ	-	772 千円	257,333 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員	同じ	-	848 千円	84,760 円
	交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円				
	交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円				
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000円～100,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員	異なる	-	1,008 千円	504,000 円
	行政職部長級 53,000 円				
	行政職次長級 41,000 円				
	医療職部長級 81,000 円				
	医療職次長級 56,000 円				
	行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)				
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 4年度	千円 2,084,294	千円 354	千円 90,814	% 4.4	% 4.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 14	千円 56,256	千円 16,838	千円 15,301	千円 88,395	千円 6,314

(参考) 市町村 一人当たり給与費
千円 5,936

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三次市下水道事業	45.3 歳	330,979 円	505,003 円
三次市（一般行政職）	44.8 歳	327,423 円	502,285 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市		三 次 市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,590 千円		1,547 千円	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.4 月分	2.0 月分	2.4 月分	2.0 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~15%	

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

三 次 市			三 次 市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			・定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額		0 千円	1人当たり平均支給額		0 千円
		0 千円			18,397 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	5,847 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	450 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,186 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	245 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和4年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子(0歳～15歳) 10,000 円 子(16歳～22歳) 15,000 円 父母等 6,500 円	同じ	-	3,144 千円	349,278 円
住居手当	借家(上限) 28,000 円	同じ	-	1,538 千円	307,680 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円	同じ	-	853 千円	94,800 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000円～100,000円(距離加算)	同じ	-	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	異なる	-	372 千円	372,000 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（令和5年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前8時30分
勤務時間の終了時刻	午後5時15分
休憩時間	午後零時から午後1時まで
週休日	日曜日及び土曜日

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年）

付与日数	平均使用日数（行政職）
20日（最大で繰越20日を含めて40日）	11.53

(3) 休暇の導入状況

項目		付与日数等	
年次有給休暇		1年につき20日（20日を限度に翌年度に繰越可）	
特 別 休 暇	選挙権その他の公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	
	裁判員、証人、鑑定人、参考人として出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄液・末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合	必要と認められる期間	
	ボランティア活動を行う場合	5日/年以内	
	結婚する場合	連続する5日以内の期間	
	不妊治療に係る通院等	5日/年以内（体外受精等の場合は10日/年以内）	
	女子職員が分べんする場合	産前	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産までの期間
		産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妊娠中又は出産の日以後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間	
	妊娠中の職員で通勤緩和措置が必要であると認められる場合	1時間/日以内で必要と認められる場合	
	生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の場合	2日/回で必要と認められる期間	
	生後1年に達しない子を保育（授乳等）する場合	1日2回それぞれ30分以内の時間	
	配偶者が出産する場合	出産のために入院する日から産後2週間を経過する期間内における2日以内	
	中学校就学前の子の看護	5日/年以内（2人以上の場合は10日/年以内）	
	親族が死亡した場合（忌引）	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる）	
	父母を追悼する場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る）	1日	
	夏季休暇	7月から9月までの間で3日以内	
	災害により現住居が滅失・損壊した場合	連続する7日（週休日を含む）の範囲内の期間	
	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	
	災害により通勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
心身の健康の維持及び増進等の場合（リフレッシュ休暇）	2日/年度		

1歳6箇月未満の子どもを有する職員で配偶者とともに子育てに専念する場合 (お父さんお母さん休暇)	1人の子どもにつき最長2箇月
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話をを行う場合 (短期介護休暇)	5日/年以内 (2人以上の場合は10日/年以内)
男性職員の育児参加休暇	5日/妻の出産予定日の6週間 (多胎妊娠14週間) 前の日から子が1歳に達するまでの期間
病欠休暇	90日 (精神疾患の場合は180日) を超えない範囲でその療養に必要と認められる期間
介護休暇 (無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、合計6箇月の期間内で必要と認められる期間
介護時間 (無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる期間 (1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲とする)

(4) 育児休業等の利用状況 (令和4年度)

種別	制度の内容	取得人数(人)
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度	46
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	38
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、一定の勤務形態により、希望する日及び時間帯において短時間勤務をすることができる制度	3

9 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和4年度に行った分限処分は、次のとおりです。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	13人	0人	13人

※ 令和4年度の休職者のすべてが、心身の故障のため長期休養を要する場合に該当するものでした。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

令和4年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

10 職員研修の状況（行政職）

(1) 人材育成・能力開発研修

項目	対象者	目的・内容	参加者数
新入職員オリエンテーション等	新規採用者	・市職員としての心構えや各種制度について学ぶ	24
新任課長級・新任係長級職員研修	新任課長級 新任係長級	・課長級・係長級に期待する役割について	25
チューター制度説明会	新規採用者 チューター職員	・チューター制度について	28
チューター職員研修	チューター職員	・必要な知識・スキルの習得を図る ・チューター職員の不安を解消する ・新規採用職員のスムーズな職場生活や業務進行に繋げる	12
課長級職員人材マネジメント研修 係長級職員業務マネジメント研修	課長級 新任係長級	・課長級における人材マネジメント力の向上 ・係長級における業務マネジメント力の向上 ・組織活性化・組織変革	58
メディア対応研修研修会	新任部長級 秘書広報課長	・適切な情報提供 ・取材対応のための知識・心構え ・マスコミ対応能力向上	7
ハラスメント研修	部長級 課長級 係長級	・ハラスメントの排除，職員の資質向上，組織風土づくり，良好な勤務環境の確保 ・人権尊重の推進	158
交通安全運転研修会	希望者	・安全運転意識の向上 (日常車両点検／日常運転での安全走行)	21
交通安全運転研修会	R3・R4新規採用者，事故者	・安全運転への意識強化 ・運転技術向上	35
三次市のいちを支える自殺対策推進庁内連絡会議研修会	各委員	・自殺対策の推進 ・自殺対策における意識統一	31
シティプロモーション研修	課長級，希望者	・シティプロモーションへの理解促進 ・シティプロモーション戦略に基づく施策の推進のための意識向上	36
三次市のいちを支える自殺対策推進庁内連絡会議主催職員研修会	関係部署職員	・自殺対策の推進 ・自殺対策における意識統一	45
公務員倫理／コンプライアンス研修	新任課長級	・公務員倫理・コンプライアンス意識の向上 ・市民の期待にこたえる市役所づくり	12
ストレスチェック結果を活用した職場環境改善研修	部課長級	・集団分析結果を活用し，職場の現状について理解を深め，職場改善につなげることで組織の活性化を行う	65
新規採用職員特別研修	新規採用者	・期待される職員像を確認する ・期待される職員像に向けて前向きに取り組む状態となる ・グループワークを通して対話力等を実践するとともに，同期入庁者の横連携を強める	18

性の多様性研修	係長級以上 希望者	・性の多様性，パートナーシップ宣誓制度，窓口 対応における留意点などを学ぶ	118
I o Tハンズオンセミナー	希望者	・I o Tについての知識を深め，事務事業におけ るD X推進に資する	4
メンタルヘルス研修	希望者	・メンタルヘルスのセルフケアを学び，メンタル 不調のリスクを低減させる	不明

11 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理の状況

(単位：人)

区 分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
令和4年度退職者	0人	1人

(注) 三次市職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数です。

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

R5.3.31現在 継続件数 A	R4.4.1～R5.3.31の 措置要求の件数 B	R4.4.1～R5.3.31の 終結件数 C	R5.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

R5.3.31現在 継続件数 A	R4.4.1～R5.3.31の 措置要求の件数 B	R4.4.1～R5.3.31の 終結件数 C	R5.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0